

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の子育て支援対策臨時特例交付金事業に、子育て家庭支援の基盤整備を支援するための事業が加えられたことに伴い、基金の設置目的の整備を行うため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 22 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 基金の設置目的の整備を行うこととします。（第 1 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 保育所、幼稚園等の計画的な整備、<u>保育および幼児教育の無償化の円滑な実施ならびに不妊治療を望む者への支援</u>を図るため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条以下 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 保育所、幼稚園等の計画的な整備<u>その他子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備</u>を図るため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条以下 省略</p>

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部改正

1. 改正の概要

- 国の子育て支援対策臨時特例交付金事業に、「新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援事業(※1)」が加えられたことに伴い、**基金の設置目的の整備を行うもの。**

※1 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援事業の内容

- 母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進
- 支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進
- 支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化

- これまで基金の設置目的は、国の事業が加えられるごとに、**基金を活用する事業を列挙(※2)してきたところ。**

※2 保育所、幼稚園等の計画的な整備、保育および幼児教育の無償化の円滑な実施ならびに不妊治療を望む者への支援

- 今後も国の事業が加わると列挙する事業が増加することから、**複数の事業を包含する表現に改正するもの。**

保育所、幼稚園等の計画的な整備その他子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備

2. 基金を活用する事業

現行

- 1 保育所、幼稚園等の整備費
- 2 認可外保育施設の無償化に係る事務費・システム改修費
- 3 不妊治療に要する費用の一部助成



改正後

- 1 保育所、幼稚園等の整備費
- 2 認可外保育施設の無償化に係る事務費・システム改修費
- 3 不妊治療に要する費用の一部助成
- 4 **新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援事業**

3. 施行日

公布の日